

別表 1

給付金の種類及び金額 (第 3 条関係)

令和 2 年 5 月 1 日施行

給 付 の 種 類			給 付 金 額 (円)	
祝 金	結 婚	会 員	20,000	
	出 生	会員又は会員の配偶者	20,000	
	入 学	会員の子 (小学校)	10,000	
	二十歳	会 員	5,000	
	還 暦	会 員	10,000	
	銀 婚	会 員	10,000	
	金 婚	会 員	20,000	
見 舞 金	通 院	会員が 10 回以上通院	5,000	
	入 院	会員が 7 日以上入院		5,000
		会員が 14 日以上入院		10,000
		会員が 30 日以上入院		15,000
		会員が 60 日以上入院		20,000
		会員が 90 日以上入院		25,000
	障 害	1 級	会 員	100,000
		2 級	会 員	85,000
		3 級	会 員	75,000
		4 級	会 員	35,000
		5 級	会 員	20,000
		6 級	会 員	10,000
	住 宅 災 害	全焼・全壊		100,000
		半焼・半壊		50,000
		一部焼 一部壊	被害の中程度のもの	25,000
被害のやや軽微なもの			10,000	
床上浸水・床上土砂流入		5,000		
死 亡 弔 慰 金	会 員	71歳未満	在会年数10年以上	100,000
		71歳以上	在会年数5年以上10年未満	75,000
			在会年数5年未満	35,000
	在会年数10年以上		50,000	
	在会年数5年以上10年未満		35,000	
	在会年数5年未満		15,000	
	家 族		配偶者	
		会員の子	扶養家族に限る	10,000
		会員の親		5,000
退会せん別金	会員期間 5年3ヵ月以上のもの		5,000	

<注>加入時、71歳以上の会員とその配偶者の「死亡弔慰金」については、給付金額を
2分の1に減額する。

別表2 障害見舞金の等級（第11条関係）

障害の等級は、身体障害者福祉法施行規則第7条第3項別表第5号を準用する。

別表3 住宅災害の認定（第12条関係）

給付の区分		損害の程度
全焼・全壊・流出		家屋の家財に70%以上の損害を受けたとき
半焼・半壊		家屋の家財に40%以上の損害を受けたとき
一部焼 一部壊	損害の程度が中程度	家屋の家財に20%以上の損害を受けたとき
	損害の程度がやや軽微	家屋の家財に20%未満の損害を受けたとき
床上浸水		床面以上の浸水、又は土砂の流入があったとき

別表4 給付金請求の添付書類（第18条関係）

給付の種類		事実を証明する書類
祝 金	結 婚	全部事項証明書・個人事項証明書、又は婚姻届受理証明 渋谷区パートナーシップ証明書
	出 生	全部事項証明書・個人事項証明書、住民票、母子手帳の出生届出済証 明書のいずれか
	入 学	就学（入学）通知書、又は在学証明書
	二十歳	全部事項証明書・個人事項証明書、又は住民票、運転免許証、健康保 険証等
	還 暦	全部事項証明書・個人事項証明書、又は住民票、運転免許証、健康保 険証等
	銀 婚	全部事項証明書・個人事項証明書（結婚期間を証明できるもの） 渋谷区パートナーシップ証明書
	金 婚	全部事項証明書・個人事項証明書（結婚期間を証明できるもの） 渋谷区パートナーシップ証明書
見 舞 金	通 院	医療機関の領収書（写）
	入 院	医師の診断書又は医療機関の領収書（写） ※ただし、入院期間を証明できるもの
	障 害	身体障害者手帳（写）ただし、手帳を提示し確認する
	住宅災害	消防署又は区防災課で発行する罹災証明書
弔 慰 金	会 員	1 死亡事項登載の全部事項証明書・個人事項証明書又は住民票で 請求者との続柄の明らかなもの 2 請求者の印鑑登録証明書（必要とする場合）

	配偶者 親子	死亡事項登載の全部事項証明書・個人事項証明書又は住民票・渋谷区パートナーシップ証明書で請求者との続柄が明らかなもの 親、子の死亡弔慰金については扶養関係を証明するもの (注) 流産・死産の場合は、医師の証明書又は死産届受理証明書
--	-----------	--

附則

この規程は平成27年11月1日から施行する。